

土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

国や県の動向、本市高齢者の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

本市においては、社会状況や本市の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い意見を取り入れるなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定業務を委託することとし、本プロポーザルに参加する事業者から優れた提案を募集する。選定の手続きについて必要な要件を定める。

2. 業務委託内容

(1) 業務名 : 土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 発注者 : 土岐市

(3) 業務の内容: 「土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務仕様書」
のとおり

(4) 委託期間 : 契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 見積上限額 : 本業務にかかる概算業務価格の上限は下記のとおりとし、提出された企画書と見積書をもとに、最も評価の高かった者を優先候補者とし、契約締結に向けて交渉する。

5,999,400 円(消費税及び地方消費税含む)

(6) 募集方法 : 公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 土岐市指名競争入札名簿(物品購入・役務提供等)に登録のある法人であること。(プロポーザル参加申込書提出期限までに登録した法人も認める。)
- (2) 土岐市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) プロポーザルの参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

- ア 社会更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) 東海3県内で高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定実績が過去3年以内(令和元年度以降)に5件程度あること。

(7) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録されており、審査登録が1回以上更新されていること。

4. 実施スケジュール

予 定	日程・締切り	提出書類
実施要項等の公表	令和4年8月10日(水)から	
質問書の受付期間	令和4年8月10日(水)から 令和4年8月19日(金)午後5時まで	様式7
質問書の回答掲載予定日	令和4年8月24日(水)	
参加申込書の提出期限	令和4年8月29日(月)午後5時まで	様式1
企画提案書等の提出期限	令和4年9月7日(水)午後5時まで	様式2～6
一次審査(書類審査)	令和4年9月中旬	
二次審査(プレゼンテーション)	令和4年9月下旬	
結果の通知及び公表	令和4年9月末 予定	
契約締結	令和4年10月上旬	

5. 参加申込書の受付

本委託の受託を希望する事業所は「参加申込書(様式1)」を下記の期日までに提出すること。

- (1) 申込期限 令和4年8月29日(月)午後5時必着
- (2) 提出場所 土岐市高齢介護課(郵送または持参による)

6. 選出方法等

提出書類および選考審査に基づき、選考委員会において選考し、優先候補者と次点候補者を決定する。優先候補者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点候補者と交渉する。

7. 質問及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和4年8月19日(金)午後5時までに質問書(様式7)をメール又はFAXにて担当課に提出すること。電話や口頭での質問は一切受け付けない。質問の回答は、令和4年8月24日(水)に土岐市のホームページに掲載する。質問者の事業者名や氏名等は公表しない。また、その質問と回答内容は、仕様の追加または修正とみなすこととする。

8. 企画提案書等の提出について

令和4年8月29日(月)までに「参加申込書(様式1)」を提出した応募者を対象に以下の書類を受け付ける。

(1) 提出書類

以下、正本1部、副本5部を令和4年9月7日(水)午後5時までに作成し、提出すること。

- 1 企画提案書(様式5)
- 2 事業者概要(様式2)
- 3 業務実績票(様式3)
- 4 従事予定者の経歴(様式4)
- 5 見積書(様式6)
- 6 JISQ15001(プライバシーマーク)を証明する書類(認定証の写し)

(2) 提出方法

担当課へ持参又は郵送(受付期間及び時間内に必着とし、配達完了を確認できる書留郵便とする)により提出すること。

(3) 提出場所

土岐市 高齢介護課

9. 提出書類の作成要領

(1) 企画提案書

本業務仕様書の内容を踏まえたうえで、計画策定支援業務(令和4年度業務及び令和5年度業務)について、以下の内容に留意し記載すること。

ただし、今年度改定予定の厚労省「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に従うことを前提とした提案とすること。そのため、国の状況によって変更を求める場合がある。

1 規格

- (ア) A4版縦で横書き、任意様式とする。(A3版による折込頁の挿入は可とする。)
- (イ) 文字の大きさなど見やすさに留意すること。
- (ウ) ページ番号を付すること。

2 構成

要点を簡潔に(20ページ程度に)まとめて作成すること。以下の項目については必ず記載すること。

- (ア) 第9期介護保険事業計画の基本的な考え方
- (イ) 業務実施方針及び計画策定のポイント
- (ウ) 策定作業の項目及び内容説明
- (エ) 業務実施体制(本業務を主に担当する者のアピール文含む)

(オ)作業工程スケジュールと本市との役割分担

(カ)情報セキュリティ体制

(キ)その他独自提案等

(2)業務実績書

1 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の業務実績

以下、過去3年以内(令和元年度以降)に契約締結した東海3県内の契約実績を5つ程度記載すること。

2 その他類似業務(福祉関連等)の各種個別計画策定業務の業務実績も記載してもよい。

(3)見積書

見積書は以下の内容に留意して作成すること。

1 A4版、任意様式で作成すること。

2 業務内訳書を記載すること。

10. 審査方法等

「土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、その内容と見積書を総合的に評価する「土岐市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務評価基準」に基づいてプレゼンテーションによる選考を行う。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

別表「評価表」のとおり。

得点の一番高い者を選定事業者とし、同点の場合は見積金額の低い事業者とする。

1 参加者の持ち時間は、説明(15分)質疑応答(10分程度)とする。

2 説明者は本業務の主担当者とする。

3 プロジェクター、スクリーンは本市が用意するが、その他の機器(パソコン等)が必要な場合は、参加者が準備すること。プロジェクターを使用する参加者は、プレゼンテーションの日前までに担当課へ連絡すること。

4 プレゼンテーションの当日に追加資料等の配布は認めない。

(1)審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに書面によって速やかに通知する。なお、選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

(2)優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を受注候補者とし、契約締結に向けて協議を行う。協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とする。

11. その他

(1)提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。

(2)提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。

(3)提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4)提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、

土岐市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 提出された書類は一切返却しない。

(6) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

(7) 次の各号に該当した場合、提案は無効とする。

(ア) 受託候補者の選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき

(イ) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき

(ウ) 提案に関して談合等の不正行為があったとき

(エ) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又は、なした者が提案したとき

(オ) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき

(カ) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(8) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

12. 問合せ先

土岐市 高齢介護課(担当:塚本)

〒509-5192

岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101

電話 0572-54-1314 fax0572-55-1367

E-mail koreikaigo@city.toki.lg.jp

※土日・祝日を除く平日8:30～17:15まで受付